

減免対象者確認用フローチャート

質問 1 身体障害者等

下記いずれかの手帳を持っていますか？

- (A) 身体障害者手帳（※1）
- (B) 療育手帳（障害の程度がA〔重度〕）
- (C) 精神障害者保健福祉手帳（障害の程度が1級）

いいえ

質問 2 車両の所有者

障害者本人（障害者本人が18歳未満の場合生計同一の家族（※2）も可）が所有する車両ですか？

はい

質問 3 減免重複の確認

同じ身体障害者等を対象に別の車両（普通車の自動車税を含む）で減免を受けていますか？

はい

質問 4 運転者

誰が運転しますか？

- (A) 身体障害者等本人
- (B) 身体障害者等と生計同一の家族（※2）
- (C) 常時介護者（※3）
- (D) それ以外の人

(D)

質問 5 世帯

身体障害者等の属する世帯は身体障害者等のみで構成されていますか？

いいえ

質問 6 車両の使用目的

もっぱら身体障害者等の移動手段として使用する車両ですか？

いいえ

減免の対象外です

減免の対象です

当年度の減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です

※1 身体障害者手帳の人は障害の区分によって対象となる等級が異なりますので、次のページで対象の等級であるかを確認してください。

※2 生計同一の家族とは身体障害者等と同じ住所の親族、税の控除対象親族、健康保険の扶養家族その他扶養の事実を証明できる者をいいます。

※3 常時介護者とは、身体障害者等本人または本人と生計同一の家族が所有する車両をもっぱら身体障害者等のために継続して日常的に運転する者をいいます。

※3 身体障害者の人の対象区分

障害の区分		障害者本人が運転する場合	障害者と生計を一にする人 または常時介護者が運転する場合
視覚障害		1 級～ 4 級	1 級～ 4 級
聴覚障害		2 級・ 3	2 級・ 3 級
平衡機能障害		3 級	3 級
音声機能障害		3 級（喉頭摘出のみ）	—
上肢不自由		1 級・ 2	1 級・ 2 級
下肢不自由		1 級～ 6 級 ※ 7 級	1 級～ 3 級
体幹不自由		1 級～ 3 級・ 5 級	1 級～ 3 級
乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1 級・ 2 級	1 級・ 2 級
	移動機能	1 級～ 6 級 ※ 7 級	1 級～ 3 級
心臓・腎臓・呼吸器・小腸 ・膀胱又は直腸の機能障害		1 級・ 3 級・ 4 級	1 級・ 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1 級～ 4 級	1 級～ 3 級
肝臓の機能障害		1 級～ 4 級	1 級～ 3 級

※「下肢不自由」又は「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害」の級別が 7 級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている人については、「下肢不自由」又は「移動機能障害」の等級を 6 級とみなします。

※ 2 以上の障害がある場合は、上記※を除き、各々の障害の等級で判断します。

問い合わせ先

刈谷市 税務課 軽自動車税担当

電話：(0566)62-1205

FAX：(0566)62-1203

Mail：zeimu@city.kariya.lg.jp